

明白なる、何人も首肯し得ること、存じます。

二、労資提携につき會社の苦心と工員の態度、労働の實況が斯くの如く不満足のものなると近き將來に於て遷善の目途認め難きに拘はらず會社は隱忍自重誠意を竭してかわる處なれば何れの日か労働組合の自重と工員達の反省とに因り美しさ協調の實を擧ぐることを得べしと信じ、工員規定（就業規則）及附屬規定に改正を加へ、補習教育、青年訓練、消防、簡閲點呼、選舉權の行使等公私諸施設の訓練機會は缺勤扱ひを受くることなく悉く之を利用し得る様用意し、或は懇談會を開催して時々労資代表者間に懇談應酬を重ね、或は工場係員の配置、勤務等に一段の用意と工夫とを凝らし、その他休暇、昇級、賞與、住宅料補助等の諸給與に至るまで及ぶ限りの注意を拂ひその福利増進に努むる等、労資間の意思疏通に専念致しましたに拘はらず、労働組合幹部等は所屬組合員を使嗾して反対の態度に出で、曩に本社が規模擴張記念として十五萬圓を工員に贈與してその家庭生活改善の資に供するに當り主務課に於て準備事務に着手するや「會社は全員解雇の調査中なり」と吹聴し、其の受給直後労働組合の決議を以て二割を割きて戰鬪資金に積立、耽々として反噬の準備を成し、營々として而も露はに會社反抗の態度を示す等、大正十一年以來年として否月として労働組合が隙を窺ひ爪牙を砥かざるなく、町治上に町民日常生活の上に將亦會社經營の上に、全く寧日のなかつた事は今日之を回想するも尙記憶の新たなるを覺ゆる程であります。

三、今回の争議突發の遠因、斯かる情勢の下に本年四月十日突如提出せられたる日給増加待遇改善を中心とする六ヶ條に亘る要求問題は、近く事あらんと氣遣ひつゝある會社は勿論野田町及附近町村住民に對し「果して斯の舉ありたり」との驚愕と戰慄とを眼前の事實たらしめ、その結果如何は實に萬人注視の焦點でありました。折柄國難的財界動亂に際し會社の慎重周到事を苟くもせざる態度と、日本労働總同盟にも具眼の士ありて自重論勝を制し、辛くも一時を救ふことを得たるは眞に勿怪の幸慶なりき。

四、爭議突發と當時の經緯、今回争議の直因と目すべきは所謂（丸三）問題で、從來會

社の貨物を扱つて居た運送店（丸三）合資會社が從業員の不從順不勉強の爲め輶輶する貨物の搬出入が間に合はぬので、本社は（丸三）に對し隔意なく意見を交換し念を押したる上、新に設立せられたる（丸本）運送店に仕事の一部を引受けしむること、せり。右は事若し假りに労働組合に不便とする處なりとするも、從業員の勤勉と忠實とを以てせば十分之を救濟し得べく、然らざるも平和裡に處理し得べき尋常事なるに拘はらず、彼等は目して（丸三）從業員の失業問題なりとし、果は會社の労働組合切崩し運動なりと宣傳し、初め（丸三）合資會社對其の從業員の問題として交渉し居りしも、幾何もなく次で會社對其の從業員の問題に移し、交渉委員を擧げて會社に迫り九月十三日第一回會見の際、「會社は豫め吾々來らば

昭和二年十二月廿一日